

民営職業紹介

ひ

と

2025.10
No.

197

秋 号



外国人材紹介フォーラムを開催しました

令和7年版 労働経済の分析が公表されました

令和6年度 労働局による職業紹介事業指導監督状況

令和7年度 最低賃金が改定されます

令和7年度 第1回直接会員ネットワーク会合を開催しました

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会



Contents

- 3 外国人材紹介フォーラムを開催しました
- 8 「令和7年版労働経済の分析」が公表されました
- 12 令和6年度労働局による職業紹介事業指導監督状況
- 14 令和7年度地域別最低賃金が改定されます！
- 15 令和7年度厚生労働省委託事業「職業紹介事業者の適正化推進事業事業」
「自主点検リストとその解説」をご活用ください
- 16 令和7年度厚生労働省委託事業「キャリアコンサルティングの普及促進事業」
セミナー「キャリアコンサルティングを活用するためには」開催！
- 17 第29回職業紹介士の集合教育及び試験を実施しました！
- 18 職業紹介士ネットワーク
- 19 令和7年度第1回直接会員ネットワーク会合を開催しました。
- 21 よくわかる職業紹介事業のQ&A
- 22 新規入会事業所紹介
- 24 令和7年度下期職業紹介事業実践セミナーのお知らせ
- 25 民紹協ニュース／編集後記
- 26 職業紹介責任者講習日程
- 27 雇用失業動向／広告

※表紙写真は、「第4回ひととしごと写真募集」優秀賞 真砂昇平氏撮影の作品です。

「収穫作業」：梨農家の若き後継者。袋のすき間から採りごろをするどい目で見極め収穫しているところです。



第1回外国人材紹介フォーラムを 開催しました！

～広がりつつある外国人労働者と外国人材ビジネスの^{キモ}肝～

7月29日(金)第1回「外国人材紹介フォーラム」を文京シビックセンター会議室において開催しました。当日は、ハイブリッド方式の実施となり、当協会の外国人材関係セミナーの講師3名の他、会場24名、オンライン参加者38名、スタッフ7名 計72名の参加となりました。

このフォーラムは、外国人材の紹介事業者のみなさまが、継続的に情報提供を受けられつつ意見を述べる場も設けることにより、具体的な外国人材紹介ビジネスの効果的な進め方を検討することを目的としたものです。

今回は、フォーラムイベントとして、会員のみならず多くの方にご参加いただき、多面的な視点から外国人材の紹介事業について、情報交流と知見を深めるために実施しました。

以下に内容をご紹介します。

プログラム内容

13:00～14:20	情報提供	講師3名と会員代表1名による情報提供
14:20～15:20	意見交換	上記内容を基に参加者での質疑・応答、討議
15:20～16:15	交 流	参加者がグループに分かれての交流・意見交換

人手不足対応から戦略事業へ

アレクシア株式会社代表取締役 紺谷洋樹 氏

世界最大の海外駐在員向け交流サイト「インターネーションズ」によると、「外国人が住み働きやすい国」ランキングで、日本は53か国中44位となりました。理由としては、「独特の文化に馴染むのが大変」、「ワークライフバランスがない」、「時給が低い」などの声があり、総合的に日本の働きづらさが反映される結果となりました。

日本人人口の減少に伴う労働力不足から、今は日本人を採用できない仕事に外国人を採用しているのが実態です。しかし、これではだめで、「こちらの外国人とあちらの外国人ではどちらの人がよいか」という程度までにならないといけません。日本は外国人に対する社会インフラがない、対応がうまくない等言われていますが、他国と比較すると、実際には全国の自治体では相当懇切丁寧に対応しています。

今日本の外国人の問題としては、「外国人の知識不足によるマナー・モラルの低下」、「日本語能力の不足による職場や日常生活でのトラブル」、「反移民・ナショナリズム色の強い政治的潮流」、「急激な外国人の増加に対し社会インフラが整備されていない」等が指摘されています。

これからの日本に必要とされる対策としては、出入国在留管理庁の「外国人との共生社会に向けたロードマップ」から拾うと、「正当な労働環境の整備」が必要とされていますが、特定技能で言えば、日本人と同等以上の賃金を支払っています。また、「国籍に関係なく、共に暮らし、支えあう意識の醸成」という面では、現在国籍による差別はそうあるとは思えません。また、外国人を「一時的な労働力」としてではなく「社会の一員として位置づける転換が必要」と言われています。そういった意味では、正規社員としての雇用という面では、今一歩かもしれません。

このような問題意識をもってこれからフォーラムをすすめたいと思います。

大卒かそれ以外か 多様に広がり続ける外国人の雇用

行政書士明るい総合法務事務所代表・特定行政書士 長岡由剛 氏

外国人の紹介等では、よいと思ってしたことが違法になってしまうこともあります。だから法をしっかりと学ばなければなりません。

外国人の採用は、日本人が集まらないので、「仕方なく外国人を採用する」という企業もまだ多いでしょう。現業労働者を多く受け入れることで生じる問題がある反面、技能実習を修了して帰国後、自分の国で事業を立ち上げ、かつての日本の実習先企業と業務提携をしているという良い話もたくさんあります。外国人を雇用する価値をもっと広くとらえて欲しいと思います。また、皆さまはそのような価値を創造する立場であって欲しいと思います。

育成就労制度の導入により現業系の人材が増え、また受入れ分野もどんどん増えていくでしょう。

一方で、高度人材、世界のトップ大学等の卒業生・起業家の誘致やAI等のIT技術者の誘致も重要です。

参議院選挙等で、外国人の「特権」という言葉がでてきましたが、基本的に外国人の特権などないです。基本的には外国人も日本人も平等です。

外国人が日本に来てくれることに感謝しなければなりません。外国人の賃金は日本人と同等だが、技能実習や特定技能では「仕送り」という問題があります。しかし、技術・人文知識・国際業務資格の場合は一般的には自国で高等教育を受け、実家は本国では比較的裕福なことも多く、一言で外国人といっても家庭環境も含めて様々に異なるものです。

日本でのコミュニティの形成の仕方も国により異なります。外国人といっても発言者により、捉えている

イメージや問題としている現象、フォーカスしている範囲が異なることを知らなければなりません。そうでなければ外国人をめぐる社会課題を議論することはできません。

外国人2世の問題もあります。親が高等教育を受けた経験がない場合、親世代で日本語能力が低く、日本社会との隔たりができています。また、自身の経験から子供への教育がおろそかになるケースもあります。

他方、高度人材の場合は、自分も教育を受けてきているので、子供の教育にも熱心である傾向があります。

特定技能2号の問題では、政府が合格率を3割に設定していますが、これはある意味で妥当でしょう。将来的に日本に定着し住みついていく人材としては一定の質を求める意味で妥当だと思います。

フローとストックで考える外国人材戦略

Ｊコンサルティング合同会社 代表 高橋恵介氏

全国知事会による「青森宣言」が最近ありました。「外国人は労働者であるとともに、生活者です。生活者としての外国人の受入れを国が責任を持って進めていただきたい」というものでした。

外国人の労働としては、フローとストックという考え方も大切だと思います。

フロー人材の特徴としては、特徴は短期1～5年で循環していく人材であり、例えば技能実習生や特定技能1号。即戦力になるが、いずれ国に帰る人材です。例えば、特定技能2号でも合格率が3割であれば、7割の人は帰国することになります。

一方ストック人材とは、長期定着者であり、家族も帯同できる。技能も継承でき、管理職候補としての期待も持てる人材です。この層ではキャリアパスが不透明で、生活統合支援が不足しています。例えば、特定技能2号や介護から介護福祉士になって定着していく外国人材には、キャリアパスを明確にする必要があります。

先ほどの青森宣言は、どちらかというとフロー人材が頭にありますが、ストック人材では子供の教育等も重要になってきます。今私が担当している神奈川県の外外国人材の支援事業では、ほとんど高度人材にターゲットを当てています。つまりストック人材です。神奈川の中小企業の継承者や管理職の離脱した後の穴埋めです。高齢化が進んでいく中での人手不足対応を中心に考えています。

ストック人材では、HRテックの活用などが大事であり、介護の記録事務等の多言語対応により事務の工数を減らすことも必要です。

解決の方向性としては、採用時の情報提供として、最初から給与や業務の範囲等を詳細に明示し、期待値とのずれをなくしていくことです(例:あなたの給与はこうで3年後にはこうなります)。在留ステップの計画表では、特定技能の人はほとんどが2号になりたいのです。介護に従事する人は介護福祉士を目指します。しかし、福祉士の合格率は1割程度です。ここで、会社として本人が上に進めるための計画をしっかりと示さなければなりません。資格取得の勉強機会や費用補助などが必要になってきます。



会場風景

【ケーススタディ】

明石にある某訪問介護をしている事業所の例。ベトナム人40名、マネージャーベトナム人2名。最低給与年収550万円、最高750万円の実態があります。訪問介護は件数を増やせば売上は伸び、給与も上げられます。

そのやり方は、全てベトナム人に任せています。ベトナム人の優秀な人は日本人以上のパフォーマンスである場合も多いです。

フローは入口戦略、いかに優秀な人材を捕まえるかです。ストックは、資産戦略。その中から優秀な人材に教育をして育てていき定着をしてもらう。神奈川はストック重視だが、例えば、群馬は2027年にいかに農業をする外国人を確保するというフローです。地方により重点も異なります。

紹介事業以外も取り込んだトータルビジネスモデル

会員による事例発表：株式会社AYAホールディングス 代表取締役 高橋行憲 氏

2018年有料職業紹介業を開始。2019年に登録支援機関登録。

介護事業は約25年間やっています。

弊社の外国人紹介は①特定技能に特化、②首都圏に特化、③介護人材に特化、④所属機関は社会福祉法人を中心に営業しています。社会福祉法人はWAMネットでは法人財務状況等の法人情報が確認できます。所属機関営業は人脈や紹介などが必要で大変です。

最近、特定技能の定期報告が3か月から1年に変更になったり、面談も対面からWebも可から対面に限定されたり、またWebに戻るなどといったように制度や運用もよく変わります。

常に入管情報や各省庁の情報はウォッチしておく必要が有ります。

当社の支援している介護特定技能人材の介護福祉士試験の合格率は高く、介護福祉士の場合は支援費の支払い対象外になるので、収益は減少します。

介護人材は実務経験者の求人要望が多く、技能実習生修了者の需要も高いです。

特定技能人材の事業の拡大は業種を増やすか、取り扱い国を増やすかです。

弊社は現在取り扱い国を増しております。

弊社では介護事業者(所属機関)に人材紹介だけではなく、介護施設の入居者紹介や入居時の身元保証等のトータルサービスの提供で複合収益のビジネスモデルを築いています。

国内の特定技能評価試験の試験回数の多い職種の人材紹介が求職者を集めやすく、この業種に特化することも一つだと思います。

一方で海外から求職者集めは海外の送出し機関との業務提携が必要ですが、弊社は紹介料が無料の送出し機関も優先して提携しています。



株式会社AYAホールディングス 高橋氏の説明

質疑応答・意見交換

司会：高橋恵介氏

（参加者からの質問・意見はまとめて「質問」と表示、回答者は氏名入り）

質問 介護は離職が多いと思うが、離職させないために工夫していることを知りたい。

高橋行：私のところは1年未満の離職はほとんどいない。

質問 そうだろうか、介護の仕事は地方が多く、都市部は少ない。飲食等は駅近が多く、魅力的だ。10年やっているが、儲からない。一般的には求人者が外国人でもよいから欲しいという場合が多い。

高橋恵：お互いの見ているエリアが異なるように思う。

質問 外国人の紹介は儲からないと思う。大変なことが多くコストがかかり、手数料は安い。

高橋行：いややり方によっては利益は出せる。

質問 最近、技・人・国資格の人材が増えているようだが、どうか。

長岡：技・人・国資格者はもともと多い。儲かるかという話では、行政書士の業界では、そう儲かるビジネスではない。なぜか、負荷が高く、その割に利益率が低いからだ。しかし、使命感のようなものでやっている。

紺谷：外国人材紹介業が儲かるかというと確かに厳しい。先ほどの介護の離職率に関しては、悪くない。農業・飲食に比べてははるかに良い。建設と介護が離職率の低い業種だと思う。大人数でやっているところ、農業などはずいぶん辞めている。介護がなぜ離職率が低いかというと「あなたがいてくれてよかった」というような言葉をもらえ、「やりがい」があるからではないか。

質問 この方なら紹介できると判断するのはどういうところか。これは日本人でも難しい。いわんや、言葉も異なる外国人は余計難しい。

紺谷：確かに難しい。私の場合には、顔を中心に決めている。どんな目的で日本へきたかなど、聞いた時にその人の表情等をみて、この人なら紹介できると判断している。

質問 先ほどの求職者の見分け方では、国内では週28時間以上働いていたか、国民健康保険に入り、税金を納めているかなど。海外の場合にはレスポンスが早いかを見ている。

質問 求職者の質を高める働きはしていないか。

紺谷：あまりしていない。できあがった人を紹介していく。ただ、事業として設けるのには、本業を持っていて、紹介もしている方がよいかもしれない。

質問 本業と紹介事業との組み合わせがよいのか。

紺谷：そうなるだろう。

質問 日本に14年間住んでいる外国人だ。日本語学校をやっている。これから南アジアやアフリカといった日本へ多く来る外国人の国籍も変わっていくかもしれない。企業等がお金を拠出し、送り出し機関に外国人が払うお金の負担を軽くする試みがあるが、ぜひこういう取組をやって欲しいと思う。

高橋恵：ありがとうございます。最近日本にいる外国人の人も日本をよく理解されている方も増えてきています。日本人も日本人の感覚だけでやっていてはだめで、互いに理解しあうことが大切だ。多様なご意見をありがとうございました。

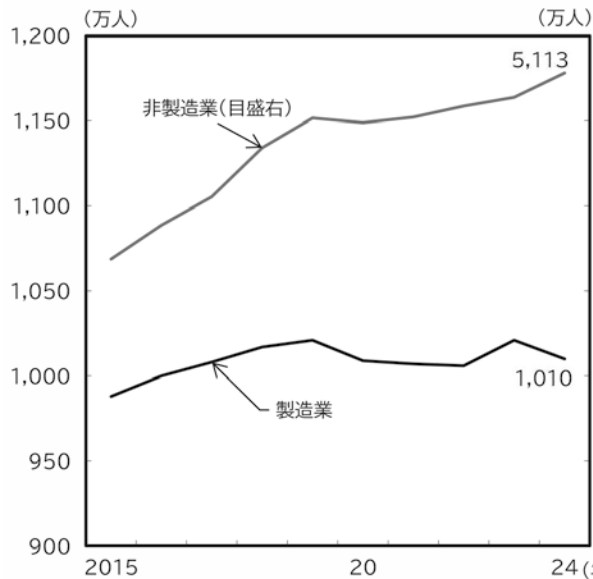
この後、グループに分かれて交流・意見交換を行いました。

次回以降のフォーラムは、具体的なテーマを決め、参加者を絞って具体的な問題解決をしていくことにしています。

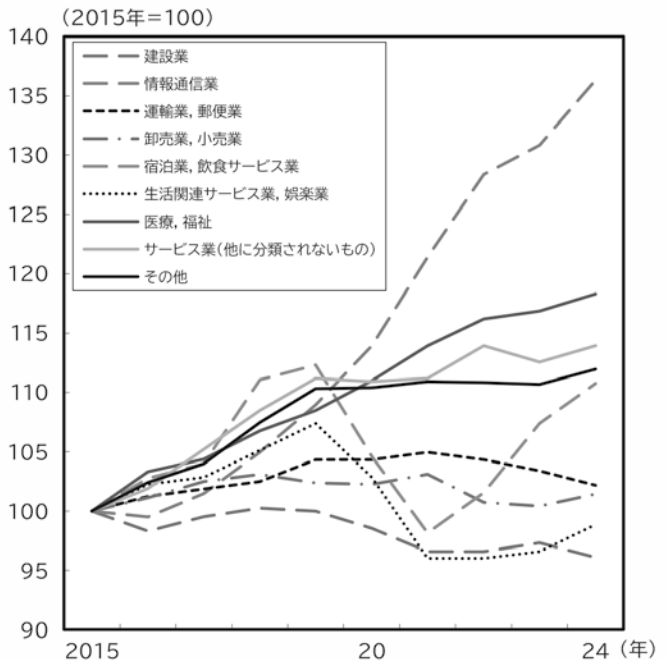
3. 産業別雇用者数の推移 第1-(2)-17図

- 雇用者数は5113万人で過去最高を更新。非製造業の雇用者数は4年連続で増加。
- 雇用数増加職種は、情報通信業36%、医療・福祉18%増。最も減少は建設業で4%低下。

〈1〉製造業及び非製造業の雇用者数の推移



〈2〉非製造業の産業別雇用者数の推移

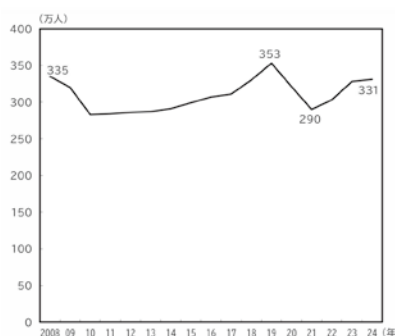


【資料出所】総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

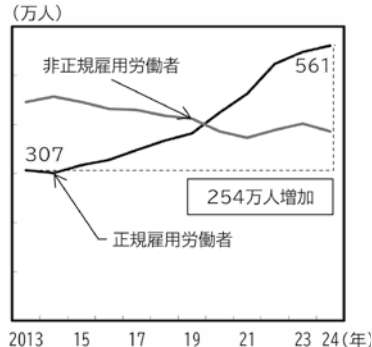
4. 転職者数の動向 第1-(2)-22図 第2-(3)-2図

- 転職者数は3年連続で増加し。2024年は331万人。
- 正規労働者の転職希望者数は、2013年～2014年にかけて254万人増加。
- 転職理由は労働条件や仕事内容に対する不満の割合が高い。

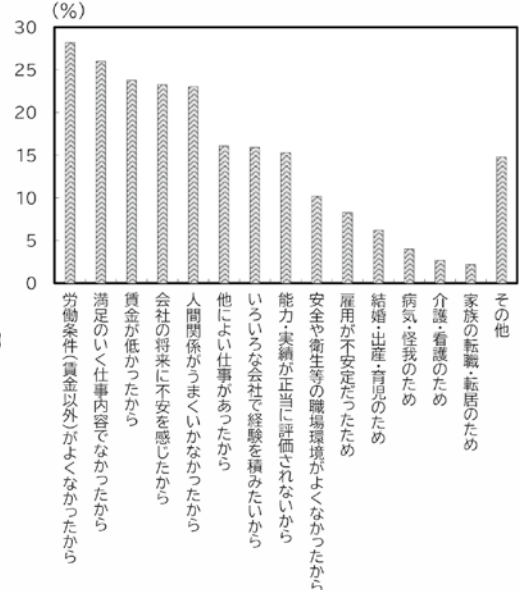
〈1〉転職者数の推移



〈2〉転職希望者数



〈3〉離職理由



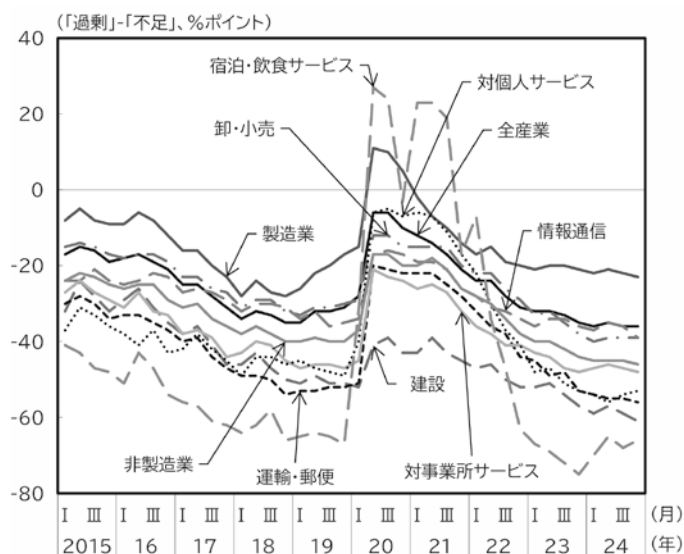
【資料出所】〈1〉総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

〈2〉〈3〉総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」、厚生労働省「令和2年転職者実態調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

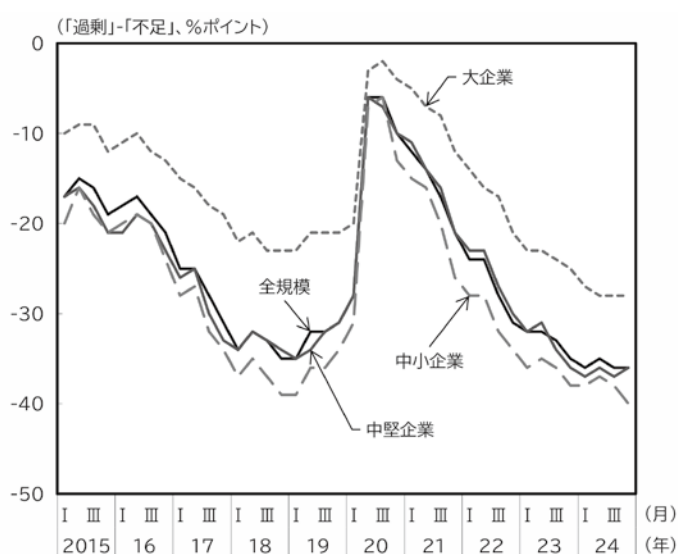
5. 産業別・企業規模別雇用人員判断D.I.の推移 第1-(2)-8図

- 企業の人手不足感は「非製造業」でバブル期以来の過去最高水準。
- 宿泊・飲食サービスを除き人手不足感が強まった(宿泊・飲食サービスは前年よりやや弱まった)。
- 製造業の人手不足感は、前年からほぼ横ばいで推移。

〈1〉産業別の雇用人員判断D.I.の推移



〈2〉企業規模別の雇用人員判断D.I.の推移

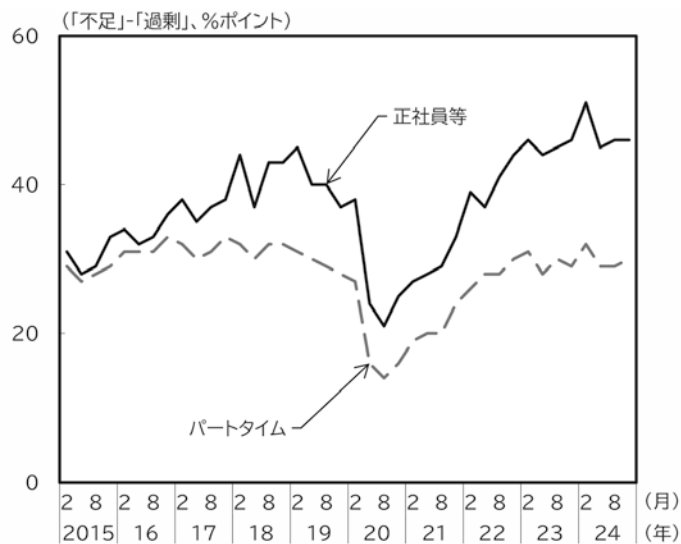


【資料出所】(1)厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(2)日本銀行「全国企業短期経済観測調査をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成」

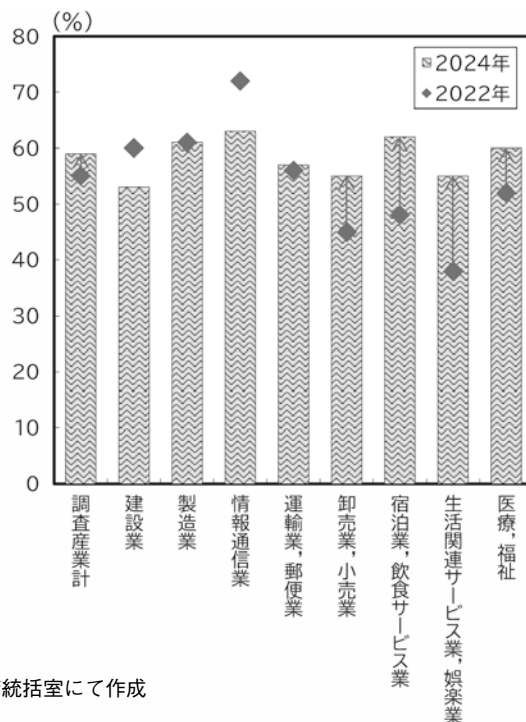
6. 雇用形態别人手不足の状況 第1-(2)-9図

- 人手不足感は正社員で強まる。

〈1〉雇用形態別労働者過不足判断D.I.の推移



〈2〉過去1年間に労働者不足に対処した事業所のうち、正社員の採用や正社員登用を増加させた事業所の割合



【資料出所】厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

注)1「正社員等」とは、雇用期間を定めないで雇用されている者又は

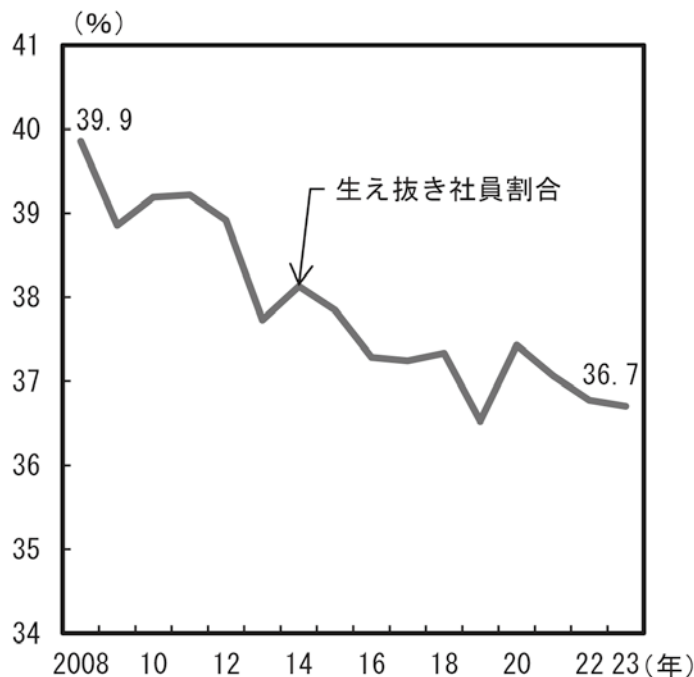
1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。

2「正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加」を行ったと回答した事業所の割合をいう。

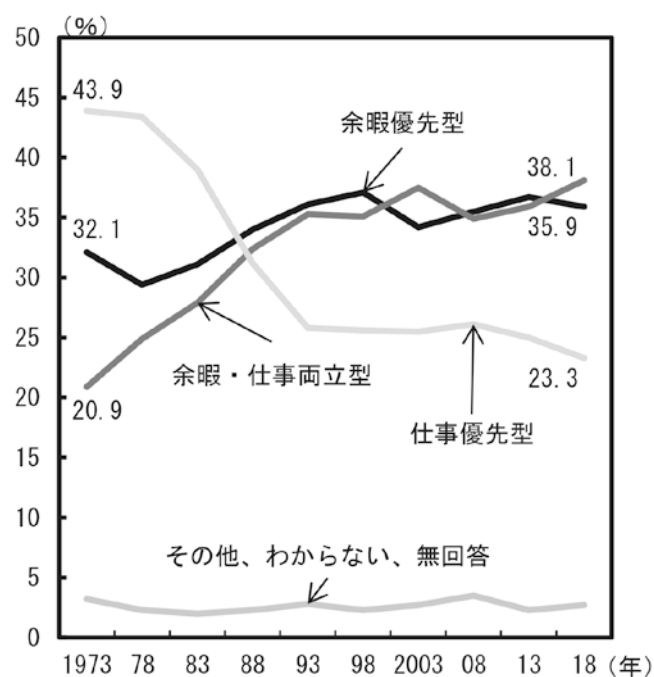
7. 労働者の就業意識の変化(労働経済の分析(概要)より)

- 企業と労働者の関係性についてみると、転職者が増加するとともに、新卒で採用された時から継続的に同一企業に就業している「生え抜き社員」割合は低下し、年功的な賃金体系の賃金上昇幅が鈍化している。
- 労働者の就業意識も変化しており、仕事と余暇のあり方に対する意識をみると、1973年には「仕事優先型」の割合が約44%と高かったが、近年では「仕事優先型」の割合は約23%まで下がり、「余暇・仕事両立型」(約38%)と「余暇優先型」(約36%)の割合が高くなっており、多様化がみられる。
- 若年層ほど、仕事内容よりも賃金水準を重視し、自己成長への関心が高いなどの傾向がみられる。また、「働きやすい」と感じているグループの方が継続就業希望が高い傾向にあり、職場環境の改善は社員の継続就業につながることを示唆される。

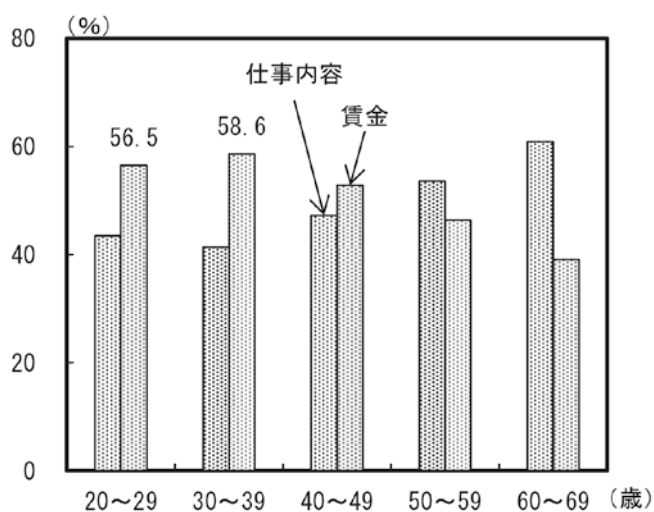
〈1〉生え抜き社員割合は低下傾向



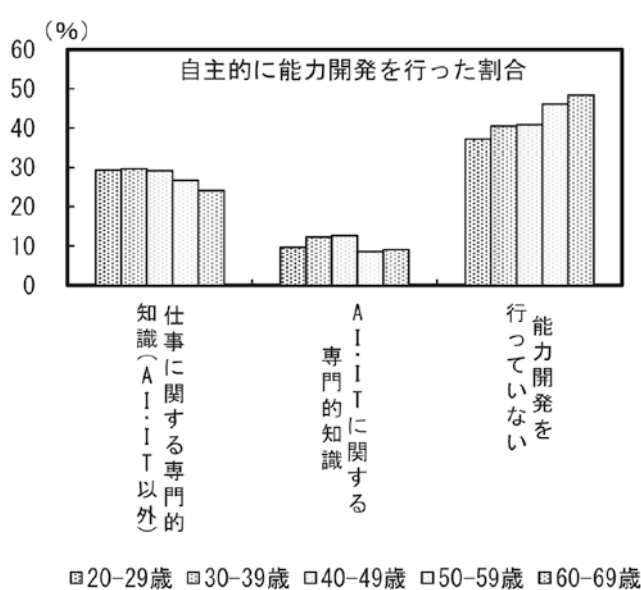
〈2〉労働者の就業意識も多様化が進んでいる



〈3〉若年層ほど仕事内容より賃金水準を重視する傾向



〈4〉若年層ほど自己成長への関心が高い



労働局による職業紹介事業等指導監督状況

令和6年度の東京、大阪及び愛知の各労働局の職業紹介事業等^(注)に対する指導監督状況をまとめると、下記の通りです。

表中の※は、件数を表す

労働局	指導実施 事業所数 (対前年度増減率)	うち正指導を行った 事業所数 (対前年度増減率)	指導内容・内訳	
東京	1,075 (81.3%増)	940※ (31.3%増)	職業紹介事業の事業実績等の情報提供	・求職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報をインターネットの利用により適正に提供していない
			帳簿書類の備付け	・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載に不備がある
			労働条件の明示	・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを適切に明示していない
大阪	1,084 (18.3%増)	809 (1.1%増)	取扱職種の範囲等の明示	・法定項目(手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項など)が明示されていない
			帳簿の不備	・求人求職管理簿、手数料管理簿の未作成や記載不備
			職業紹介実績等の情報提供	・法定事項の情報提供を行っていない
愛知	417 (3.2%)	145 (9.4%減)	事業報告等(情報の提供)	・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない(紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供)
			労働条件等の明示(求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示)	・法定項目が明示されていない(残業、休日等) ・労働条件の明示が行われていない(書面の交付がないものを含む)
			取扱職種の範囲等の明示(求人者、求職者への業務の内容の明示)	・法定項目が明示されていない(苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項) ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない(書面の交付がないものを含む)

(注)職業紹介事業等:職業紹介事業・募集情報等提供事業者・求人者等

令和6年度の3労働局の指導監督方針のポイント(職業紹介事業に関連する事項のみ)

●東京労働局

- ・医療・介護・保育分野をはじめとする職業紹介事業の適正な運営を確保のための指導監督を実施します。
- ・求人メディアに対し、虚偽・誤解のない正確かつ最新の求人情報の提供、個人情報の取扱い、苦情に対する適切・迅速な対応等のための指導監督を実施します。

●大阪労働局

- ・事業者が労働者派遣法や職業安定法の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、厳正かつ的確な指導監督を行います。

●愛知労働局

- ・令和6年4月1日施行の改正職業安定法施行規則により、求職者等に明示する労働条件内容が追加されたこと等、職業紹介事業に係る制度についてあらゆる機会を捉えて周知徹底を図っていきます。
- ・医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの就職者の短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、令和5年2月から「医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口」を設置しており、丁寧な相談対応に努めるとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合は、速やかに指導監督を実施します。

行政処分・指導事例

最近の行政処分事例を以下に掲載します。

ア. 事業報告書の提出を怠り職業紹介事業停止命令及び業務改善命令(東京労働局)

●処分理由(要旨)

有料職業紹介事業者 A 社他3社は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間の事業報告について、提出期限を経過しているにもかかわらず、提出せず、職業安定法の規定に違反したため。(職業安定法施行規則第24条の8第1項違反)

イ. 出入国管理及び難民認定法違反による、有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の取り消し(厚生労働省)

●処分理由(要旨)

職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する A 社は、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の規定に基づき罰金の刑に処せられ、令和4年4月27日に刑が確定し、労働者派遣法第6条第1号及び職業安定法第32条第1号に規定する欠格条件に該当することとなったため。

ウ. 無許可で労働者派遣を行った有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令(東京労働局)

●処分理由(要旨)

A 社は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けることなく、少なくとも令和2年8月1日から令和3年10月31日までの間、自己の雇用する労働者を延べ861人日に渡り、当該雇用関係の下に B 社に送り出し、B 社の指揮命令下、B 社のために、労働に従事させたものであり、もって業として労働者派遣事業を行い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定に違反したため。

エ. 違法な労働者供給に係る労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令並びに職業紹介事業停止命令(東京労働局)

●処分理由(要旨)

- ・職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する A 社は、少なくとも平成30年5月2日から令和元年10月24日の間、B 社との間で、実態は労働者供給であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、B 社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、C 社(供給先)の指揮命令下で業務に従事させており、労働組合以外は認められていない職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)に違反する労働者供給事業を行ったこと。
- ・また、A 社は、少なくとも平成30年5月18日から令和元年10月24日までの間、D 社(派遣元)との間で、実態は労働者供給であるにもかかわらず、業務委託と称する契約を締結し、D 社から、自らとの間に雇用関係のない労働者を受け入れ、E 社(供給先)の指揮命令下で業務に従事させており、労働組合以外は認められていない職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)に違反する労働者供給事業を行ったこと。
- ・A 社は、上記の違法事業を、他にも2件行っていた。

地域別最低賃金額が改定されます！

令和7年度の地域別最低賃金が下表のとおり改定されます。今年度は大幅な引き上げです。

全国平均の時給で66円高い1,121円となり、現行の制度となった2002年以降最高額です。全国で初めて1,000円を上回りました。

- ◆最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めるもので、全ての労働者とその使用人に適用されます。
- ◆労働者の賃金額が最低賃金を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- ◆派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ◆労使で合意のもと、最低賃金より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされます。

※地域別最低賃金以外にも特定(産業別)最低賃金があります。特定賃金が定めている産業については特定賃金との比較の上金額の高い方を使うことになっています。

※答申された改定額の括弧書きは、令和6年度地域別最低賃金額です。

※発効予定年月日は、都道府県労働局での労使からの異議審査がない場合の最短のものです。

本年度は、令和8年に発効予定の都道府県が6県ありますので、ご注意ください。

●令和7年度の地域別最低賃金状況

都道府県名	答申された 改定額【円】 (※1)	引上げ額 【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	1,075 (1,010)	65	2025年 10月 4日
青 森	1,029 (953)	76	2025年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	2025年 12月 1日
宮 城	1,038 (973)	65	2025年 10月 4日
秋 田	1,031 (951)	80	2026年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	2025年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	2026年 1月 1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	2025年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	2025年 10月 1日
群 馬	1,063 (985)	78	2026年 3月 1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	2025年 11月 1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	2025年 10月 3日
東 京	1,226 (1,163)	63	2025年 10月 3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	2025年 10月 4日
新 潟	1,050 (985)	65	2025年 10月 2日
富 山	1,062 (998)	64	2025年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	2025年 10月 8日
福 井	1,053 (984)	69	2025年 10月 8日
山 梨	1,052 (988)	64	2025年 12月 1日
長 野	1,061 (998)	63	2025年 10月 3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	2025年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	2025年 11月 1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	2025年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	2025年 11月21日

都道府県名	答申された 改定額【円】 (※1)	引上げ額 【円】	発効予定年月日 (※2)
滋 賀	1,080 (1,017)	63	2025年 10月 5日
京 都	1,122 (1,058)	64	2025年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	2025年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	2025年 10月 4日
奈 良	1,051 (986)	65	2025年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	2025年 11月 1日
鳥 取	1,030 (957)	73	2025年 10月 4日
島 根	1,033 (962)	71	2025年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	2025年 12月 1日
広 島	1,085 (1,020)	65	2025年 11月 1日
山 口	1,043 (979)	64	2025年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	2026年 1月 1日
香 川	1,036 (970)	66	2025年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	2025年 12月 1日
高 知	1,023 (952)	71	2025年 12月 1日
福 岡	1,057 (992)	65	2025年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	2025年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	2025年 12月 1日
熊 本	1,034 (952)	82	2026年 1月 1日
大 分	1,035 (954)	81	2026年 1月 1日
宮 崎	1,023 (952)	71	2025年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	2025年 11月 1日
沖 縄	1,023 (952)	71	2025年 12月 1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	-

※1:括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2:発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

「自主点検リストとその解説」をご活用ください

令和5年度の同事業で作成し好評だった「自主点検リストとその解説(※令和5年度版は「自主点検ツールとその解説)」を、この度、令和7年の法令改正を反映した内容で作成します。また、今年度は令和5年度版の更新版である「一般職業紹介版」に加え、求職者が外国人である職業紹介の留意点をまとめた「外国人材職業紹介版」を新たに作成しています。信頼される職業紹介事業者であるために「自主点検リストとその解説」をぜひご活用ください。

1.「自主点検リストとその解説」の送付・発送(令和7年10月中旬発送)

国外にわたる職業紹介をされる事業者には「外国人材紹介版」、それ以外の事業者には「一般職業紹介事業版」、いずれか1部をお送りします。お送りした冊子以外のものをご覧になりたい場合は、民紹協ホームページからダウンロードしてください。

▶▶▶民紹協ホームページ(厚生労働省委託事業関連) <https://www.minshokyo.or.jp/mhlw/>

2. オンライン説明会の実施(令和7年11月～12月実施/Zoom利用)

参加無料

【開催日程】

一般職業紹介編		
開催日(2025年)	開催時間	定員
11月13日(木)	14:00～16:00	50名
11月25日(火)	14:00～16:00	50名
12月11日(木)	14:00～16:00	50名
12月24日(水)	14:00～16:00	50名

外国人材紹介編		
開催日(2025年)	開催時間	定員
11月28日(金)	14:00～16:30	50名
12月18日(木)	14:00～16:30	50名

【内容】

一般職業紹介編	
14:00～15:25	一斉自主点検
15:25～16:00	ミニ講義(法令改正等)
16:00～16:30	個別相談(希望者のみ)

外国人材紹介編	
14:00～15:25	一斉自主点検
15:25～16:30	講義(講師:阿久津大輔氏)

●講師紹介(外国人材紹介編)

阿久津 大輔氏(株式会社One Terrace 取締役)

20年以上外国人材の職業紹介業に従事し、外国人雇用管理アセッサーとして外国人材採用から定着までのコンサルティングやソリューションを提供する。共著「外国人雇用労務士試験公認テキストブック」

【申込】

下記URLまたは右のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。

<https://forms.gle/3dxfdzKHtgKa7Nwj8>(Google フォームを使用)

※Google フォームをご利用いただけない場合は、右記担当までお知らせください(日高:03-3818-7011)。



セミナー「キャリアコンサルティングを活用するためには」開催！

(キャリアコンサルティング・ツールの使い方、活用方法も)

厚生労働省から受託した「民間人材サービスの活用検討事業(民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティング(キャリアコン)の普及促進)」のセミナーを開催します。

キャリアコンサルティングの促進は、労働者の職業選択や職業生活設計、職業能力の開発向上に関する相談に応じて助言及び指導を行うことを目的としています。本セミナーではキャリアコンサルティングの必要性を知って頂くとともに、その普及促進を図ることを目的としています。

また、使ってもらえれば楽なのに、今一つよく分かっていないキャリアコンサルティングのためのツールを職業紹介事業者の現場で活用できるように、職業紹介や職業相談に従事する方を対象にキャリアコンサルティング・ツールの活用方法等を含めた実践的なセミナーを開催します。職業紹介や職業相談に従事する皆さん、ぜひご参加ください。

●開催内容

開催日時等	令和7年10月29日(水)	09:30～12:00	オンライン	定員40名
	令和7年11月11日(火)	09:30～12:00	オンライン	定員40名
	令和7年11月27日(木)	09:30～12:00	東京・連合会館	定員40名
	令和7年12月 9日(火)	09:30～12:00	オンライン	定員40名
	令和8年 1月28日(水)	09:30～12:00	大阪・アウィーナ大阪	定員40名

会 場	①連合会館4階「404会議室」 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
	②ホテルアウィーナ大阪3階「二上」 〒543-0031 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12

対 象	職業紹介や職業相談に従事する皆さん
-----	-------------------

内 容	次のようなプログラムで実施します。
	①基調講演、実務家対談
	②グループ討議(グループ毎の話し合い)
	③ツールの活用方法について
	④事例紹介

参加料	無 料
-----	-----

申込方法	下記URLのフォーム(Google フォーム)よりお申込みいただくか、 2頁目の申込書に記入の上、メールかFAXでお送りください。 https://forms.gle/UNmDcwczkptkRfFa9
------	---



■申込書送付先

career_consul@minshokyo.or.jp FAX 03-3818-7015

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会【略称:民紹協】

問い合わせ先:小野沢、市川、田代 TEL 03-3818-7011

第29回職業紹介士(民紹協認定)

職業紹介士の集合教育及び試験を実施しました!



ロールプレイングの実施風景

令和7年5月から7月まで3か月間の通信教育を経て、9月5日(金)から9月7日(日)まで3日間、東京都文京区のLMG 東京研修センターにおいて集合教育を開催し、21名の方が受験されました。

講義(8科目):職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解、労働保護法制、職業指導と職業相談、職業紹介と人権、個人情報保護、職業紹介事業制度、職業紹介におけるメンタルヘルス、求人者サービスと求人・求職開拓

実技(2科目):事例研究、ロールプレイング

試験に合格され、新たに職業紹介士の資格認定を受けられた方については、次号で発表いたします。

◆受験者の方々の感想は次のとおりです。※()内は主な取扱職種

- ・3日間にわたる職業紹介試験が無事終了し、今は大きな達成感とともに、改めて自分の課題や成長を実感しております。
- ・単なる職業紹介業の仕事以上の意識があり学ぼうとする意欲をお持ちの方と知り合う機会も同時に得られて有意義な時間でした。(介護・飲食)
- ・法令順守による仕事の進め方に関しては常に法律や制度の改訂・変更に対してキャッチアップして求職者・求人者の両者に対して正しいサービスが提供できるようになれると感じました。(飲食)
- ・普段行っていることであっても改めて見聞きすることで違った視点の気づきを得ることがありました。また、様々な企業の方と触れ合うことで自身の会社内では気付けないポジティブな課題をみつけるきっかけにもなりました。(医師)
- ・グループワークでは他の受講生との意見交換を通じて自分にはなかった視点や考え方に触れることができたのも非常に刺激的でした。
- ・ロールプレイでは多職種の方と行うことで多角度のアプローチの方法を知ることができ、また、話の流れのもっていき方、あいづちや目線も含めたコミュニケーションの仕方など参考になることも多くあり、良い経験となりました。(薬剤師)



大阪府

関西万博会場
(筆者は大阪府居住)

可能性を広げる伴走を

小澤 健太

私は約8年職業紹介に携わっています。

これまで、事業所への求人開拓から求人受理、求職者との面談や職業紹介等、双方の担当を経験してきました。私が入職した当時も、事業所からは「人手不足」の声がありましたが、近年はより顕著に聞かれるようになりました。また、求職者対応では外国人留学生等、多様な背景を持つ方への対応が増えてきました。このような変化に対応するため、法令理解や面談スキルを高める必要を感じて、「職業紹介士」の資格取得を決意しました。

資格取得にあたり、職業紹介の多岐に渡る関係法令等を体系的に学べて、また他の職業紹介機関の皆様と、集合研修が設けられている点が魅力的でした。

私の職場は小さな組織で、他の職業紹介機関との繋がりがありませんでした。また、求職者対応の手法が画一的になっていると感じていたため、ロールプレイングは特に良い機会となりました。ロールプレイングのメンバーの方は、日常で抱える悩み「求職者と面談をするが、あまり話をしてもらえない時がある」、「今後、外国人求職者支援を検討している」等、共通点が多くありました。求職者と相談者役に分かれるロールプレイングでは、他のメンバーからフィードバックをもらい、求職者理解に向けた質問の角度や深さ等の多くの学びがありました。

これらの学びを活かして、今後は外国人材等、より幅広いマッチングに貢献できる人材を目指して、職業紹介士として頑張っていきます。



大阪万博会場における筆者

令和7年度第1回直接会員ネットワーク会合を開催しました

9月25日に、オンラインで標記会議を開催しました。

紀陸会長及び直接会員ネットワーク(以下「直接会員NW」という。)代表の民紹協柳川理事の挨拶、新委員の荻澤氏のご紹介の後、以下の議題で会合を行いました。

第一に、昨今の会員事業所の職業紹介事業を巡る情報交換が以下のとおり行われました。併せて、9月5日に開催された人材サービス業界団体と厚生労働省の第二回定期会合について概要を民紹協戸ヶ崎新事務局長から報告いたしました。直接会員NW委員事業所の業況及び要望は、事前に取りまとめ当日の資料に反映させて頂きました。来年1月(20日)に厚労省が、局長、調整官、課室長等、民紹協側が職業別団体の会長クラスが出席する第三回目の定期会合があること、直接会員NWを代表して柳川様にご出席いただくこと、事前に委員の皆さまに直近の業況や制度改善等の要望事項をお伺いし、提供資料を取りまとめさせて頂き、説明をさせていただきます。

第二に、定期会合とは別に年度末において定例で開催している厚労省需給調整事業課等、東京労働局需給調整事業部との意見交換会に当たっての情報提供のお願いをいたしました。

第三に、「民紹協への新規会員加入促進のための直接会員ニーズ調査について」です。直接会員は、制度創設以来増加傾向が見られ、昨年度末で760事業所、比率も60%を超えてきているという柳川代表の冒頭の挨拶も受け、直接会員の声の反映を図るため、来年度からの会費の値上げも踏まえ、直接会員の皆さまのニーズを正確にとらえることが重要であることから、現行の事業を5部門14の事業に分け、直接会員の皆様に役立ち度をお伺いすることを説明させて頂きました。(※アンケート依頼のメールは、10月にはアドレスを登録いただいている直接会員の皆様方のお手元に到着すると思われます。今後の民紹協のよりよい運営の指針とする所存ですので、忌憚のないご回答をお願い申し上げます。)

第四に、今年度、一定の紹介件数のある職種について、平均手数料率等を人材サービス総合サイトに登録することが義務付けられました。大規模で未登録の許可事業所に登録勧奨する業務を民紹協が受託しております。9月24日にメールアドレスの登録をされている会員様にもご承知いただきたく、送付させて頂いておりますことを報告いたしました。

■各委員事業所からの業況及びトピックス

【(株)マイスター60／柳川氏・阿知波氏】

1990年設立。30年以上にわたりシニア世代の雇用を創出し社会貢献してきました。9月5日に、敬老の日特別調査として60代シニア技術者のAI活用実態調査結果をプレス提供しました。シニア技術者は4人に1人が生成AIを活用し、利用者の77%が業務時間削減を実感しています。15%が作業時間の半

■直接会員ネットワーク メンバー

アレクシア株式会社

代表取締役 紺谷 洋樹氏

株式会社エリメントHRC

ディレクター 川口 雅弘氏

株式会社ドットコム・マーケティング

COO 荻澤 和弘氏

株式会社マイスター60

取締役事業部長 柳川 忠興氏

人財開発部長 阿知波 弓子氏

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

事務局長 戸ヶ崎 文泰

総務課長 三上 明道

(7名)



減を達成しました。半数超の方が技術者経験がAI活用に役立ったと回答、経験知×AIが新たな価値創造に役立つことを感じさせる調査結果となりました。

業界全体の人手不足の中で、様々なバーティカルメディア(リスティング広告など)を活用していますが、「募集広告費・広告費の予算、使用に関して及びリファラル(紹介)制度など」についてどう実施されているのか、お伺いしました。各事業所それぞれの工夫等を共有できました。

【アレクシア(株)／紺谷氏】

外国人材の職業紹介事業者。特定技能の場合は介護と農業が多く、他は製造や外食。求人獲得にネットは使用していません。就職は求職者等の活用と協力パートナー経由が半々(昨年度状況)。

求人は増加傾向が続いています。求職つまり採用に関しては日に日に厳しくなっており、協力パートナーとの取引を拡大させようと考えています。人手不足感は強まっており人材の供給さえできれば売り上げ増につながります。一方外国人材事業の新規参入が増えており事業者過多の様相を呈し始めています。当社としては、10月にベトナム視察を10社参加で挙行する予定です。

【(株)エリメントHRC／川口氏】

医療分野においてはコンサルの成長、IT分野においてはコンサルの増員、紹介手数料の向上により売上、粗利とも前年に続き、順調に推移。新規顧客開拓への注力により紹介先も増加し、求職者への紹介の幅も広がってきています。

医療、ITともに企業間競争は厳しいものの、業界自体は安定的に伸長しており、採用活動は活発。特に大手医療機器メーカーでの営業職においてはスピード感や効率を重視し、ワンディ選考会と称し1日で選考を実施するケースが増えています。様々な領域においてAIの活用が進んでいると思われますが、採用選考における活用例はいまのところ見られません。

【(株)ドットコム・マーケティング／荳澤氏】

ホームページ制作やWEBマーケティングを行う会社で、新潟では知名度が高い。

求職者の登録はあるが、成約(就職)割合は高くない。営業職求人を最近よくいただくようになったが、営業職を希望する求職者が少ない。また、建築土木系の施工管理や電気施工など専門職は、求人を多数いただけるが、求職者が見つからない。介護では、未経験でも採用したいという求人企業も多いため、前述の2職種と比べ成約する数は高い傾向にある。このため、昨年からの介護業界に向けて未経験でも事前に介護初任者研修を実施することで、入社後の給与面でも資格手当が付与された状態での求職者をご紹介できるよう、教育カリキュラムを実施するようにしたところ。当社としては、25年11月頃アピタ新潟西店 県下初の店舗型求人紹介相談窓口をオープン予定。

■海外在住者(求職者)への対応について、その他、海外からの人材獲得について、各社の取り組みを伺いたい(事前委員提供テーマ)

情報交換の前に、事務局より基礎となる「国外にわたる職業紹介の手続き」及びその例外として令和6年4月1日から施行された「国外に滞在している日本人(日本国籍者のみ)に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介を行うのみである場合については、その国の取次機関と連携しないで職業紹介を行うことが可能となった」ことについて説明。各委員より自事業所の状況(IT業界:業界的に外国人材の受入れ希望の企業様など相談をいただくものの、県内で外国人材を斡旋している企業と連携し、そちらの企業をご紹介。自社では行っていない等)の説明ののち、提題者よりさらに新たな事業展開に絡む疑問点に関して、外国人材紹介フォーラム委員でもある紺谷氏より実践に即した回答が示され、専門分野間の職業紹介での情報共有がなされました。

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口に、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

国外滞在中の日本人の職業紹介について

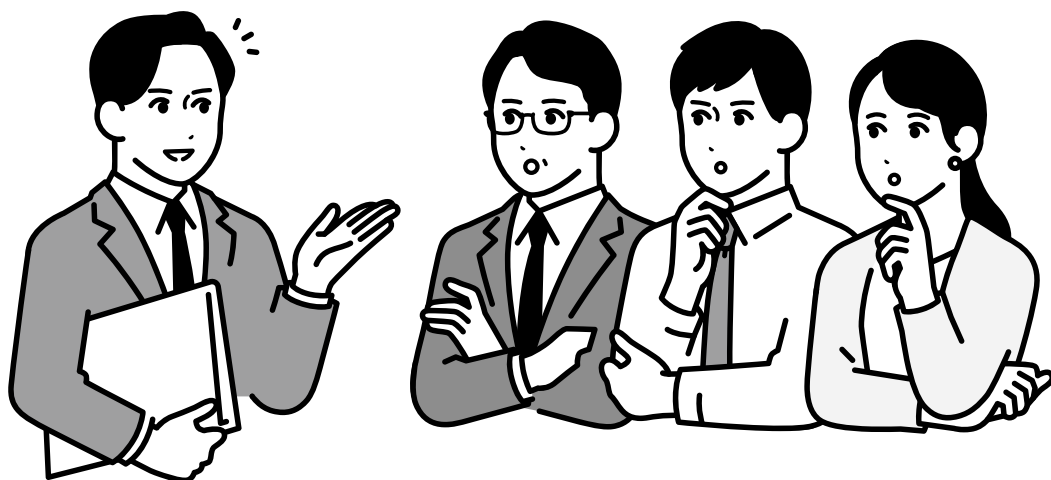
国外に居住する求職者を日本の企業に紹介する場合には、「国外にわたる職業紹介」の手続きが必要になり、原則として、取次機関と連携して職業紹介を行い、「相手先国の職業紹介事業に関する関係法令及びその日本語訳」を添付して管轄の労働局に届けなければならないと理解しておりました。ところが、最近、国外滞在中の日本人に対して、帰国後にすぐに就職できるように、帰国後の就業支援を目的として職業紹介事業を行う場合には、必ずしも取次機関と連携する必要はなく、相手先国の関係法令やその日本語訳を添付する必要もなくなったと聞きました。もう少し詳しくお聞かせください。

A₁

ご指摘のとおり、令和6年4月に「職業紹介事業の業務運営要領」が改正され、国外滞在中の日本人(日本国籍を有する者に限る。)に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介を行う場合は、相手先国の関係法令及びその日本語訳を添付する必要はなくなりました(同要領第5の4(1))。また、必ずしも取次機関と連携する必要はないとされています。

ただし、この場合であっても、取扱職種範囲等届出書(様式第6号)の「取扱職種の範囲等」欄に相手先国を記入し、労働局に届け出ることが必要ですので、注意してください。

また、労働局によっては、「国外滞在中の日本人に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介のみを行う」旨の「誓約書」の提出を求めるところもあるようです。誓約書の必要性の有無や必要な場合の様式など詳しいことは、労働局にご相談されることをお勧めします。



事業所名	住 所	ごあいさつ
Golden Eye Spark 株式会社 ハートフル職業紹介所  ハートフル職業紹介所	東京都港区六本木 4-12-11 竹岡ビル2F 03-6447-1894	ハートフル職業紹介所は、創業25周年を迎える「吟醸ラム®のラムしゃぶ 金の目」で培った“人と人を結ぶおもてなしの力”を原点に誕生しました。外国人が安心して働ける環境を整え、多様な文化を尊重しながら日本社会の発展に寄与します。私たちは、働くことを通じて心と心をつなぎ、日本から世界へおもてなしを広げる架け橋を目指しています。サービス業スタッフ(ホテル、飲食業、介護等全般)、IT関連スタッフ、日本人及び外国籍スタッフの紹介をしていきます。
フォルトナ株式会社 	東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビルディング7F WeWork内 050-3529-6243	弊社は、ハイクラスを専門とする長期伴走型の転職エージェントです。豊富な実績や特別な求人ルート、回数無制限の選考対策、そして「幸福」を軸とした人生視点のキャリア支援を強みにしています。転職という枠を超えて、ご相談者様の幸福と企業の成長を共に描くパートナーとして、全力を尽くしてまいります。
株式会社 AppTalentHub 	東京都稲城市平尾 3-7-5-49-406 080-3409-6628	未来採用のAppTalentHub。他社では獲得しづらい即戦力のノーコードをはじめ、AI・DX自動化人材が登録中。求人票を出せば迅速に推薦し、採用成功へ伴走をしていきます。ホームページ https://apptalenthub.co.jp/
吟遊詩人株式会社  吟遊詩人株式会社 日本とアジア 人と仕事を心で繋ぐ	東京都武蔵野市吉祥寺 本町2-12-2 仲田ビルB1 042-204-1010	私たちはミャンマー・ネパールに提携教育機関を持ち、日本語教育や技能指導を通じて特定技能人材を育成しています。登録支援機関でもあります。介護分野を中心に、外食や製造など幅広い分野にも対応。現地での教育から面接サポート、来日後の生活・就業フォローまで一貫した体制で、企業様に安心して外国人材を受け入れていただけるよう支援しています。
株式会社スリーエス	東京都大田区蒲田 5-20-10 第二美須ビル3F 03-6715-8230	弊社はITの教育訓練校並びに、ITの研修を行っている関連会社のグループ企業になります。教育訓練校卒業生並びに、転職を希望する求職者に対して、社会人としてのマナー研修、セキュリティ研修、企業のDX化に伴い、必要なDXスキルを学ぶ機会を設けて、企業にご紹介をさせていただいています。また、キャリアコンサルタントも常駐しており、スキルチェンジの求職者も多く、就業の機会を探している求職者も登録をさせていただいています。DX(IT)の教育については、対面でもオンラインでも同業の方からの依頼にも対応していきますので、遠方の同業者の方もご相談ください。
株式会社FTHR プロフェッショナルズ  株式会社 FTHR プロフェッショナルズ	神奈川県川崎市幸区 鹿島田1-1-2 新川崎ツインタワー W棟25F 044-754-2115	弊社は、2001年8月1日設立の人事・総務関連業務を中心としたBPO(Business Process Outsourcing)サービスを提供する戦略的パートナーです。豊富な経験とノウハウ、そしてIT技術を活用し、給与計算・就業管理などの業務をはじめ、幅広いアウトソーシングサービスを展開しています。さらに、有料職業紹介事業を通じて、企業と求職者の最適なマッチングを支援。人材の確保から定着までをトータルでサポートし、企業の成長と働く人々のキャリア形成に貢献していきます。
株式会社 Vlabor 	神奈川県横浜市中区 尾上町4-57 横浜尾上町ビルディング8F 045-285-6021	社名Vlabor(ブレイヴァ)には「価値ある valuable 労働 labor を!」との意味が込められています。だれもが仕事に夢中になれる、だれもが仕事に価値を見出せる、そんな社会の実現に向けて理想を掲げてまいります。小さな会社ですが、その分、みなさまとの密接な関わりを通して、一人ひとりのご要望に真摯に向き合えると信じております。横浜を拠点とし、ヒトと会社、そしてヒトと社会をつなぐ橋渡し役として、みなさまが生きている幸せを実感できるよう支援させていただきます。

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関東地区	合同会社DLA コンサルティング 	神奈川県相模原市緑区 二本松2-7-4 042-703-7146	フィリピン・セブの理系大学との強固なネットワークを基盤に、優秀な理系人材を日本の中小企業へ紹介します。MWO申請手続きから現地エージェントとの連携、さらに行政書士事務所と連携した在留資格申請までを一気通貫でサポート。採用企業が安心して人材を受け入れられる仕組みを構築し、確実かつ持続的な採用を実現します。
	最高のITキャリアエーステート株式会社 	静岡県静岡市葵区鷹匠 2-19-2 NT鷹匠ビル3C 054-903-9545	静岡最大規模の税理士法人を母体とし、全国の中小企業や士業の皆さまへ、CFO・会計人材・経営幹部・IT人材のご紹介を行っております。財務や経営に強い人材を通じて、企業の成長を力強くサポートいたします。
中部地区	ジンジニア株式会社 	大阪府八尾市本町7-3-8 090-9967-6734	弊社の社名であるジンジニアは、人事(ジンジ)とエンジニアを組み合わせた造語です。弊社の特徴は、担当者(エージェント)が全員エンジニア経験者なことです。エンジニアの経験を活かし、「求人者に対する深い企業理解」と「求職者に対する具体的なキャリアコンサルティング」を通じたマッチングを提供します。
	株式会社スイートライフ 	大阪府大阪市生野区 小路東2-3-23 ピューバレー小路202号 06-4308-5950	弊社は大阪市生野区にて居宅介護事業所を2020年6月に起業致しました。現在は重度知的障がい者専用グループホーム、ドーナツハウスと同じく重度知的障がい者専用のグループホーム、プリンハウスを大阪市内にて運営しております。当初は日本人スタッフのみで利用者をケアしていましたが日本人スタッフが長続きせず、募集しても応募も無く人手確保に困っていましたが特定技能「介護」外国人、留学生アルバイトを採用し現在では13名の外国人スタッフが現場を切り盛りし、人出不足問題は解決できました。同じように現在、人出不足で困られている障害福祉、介護業界の皆様にも弊社のように特定技能外国人を活用いただき業界発展に寄与したく新規事業として有料職業紹介の許可と登録支援機関の認可を受けました。新参者で解らない事も多いのですが何卒宜しくお願い致します。
関西地区			

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
株式会社ALLBLUE	千葉県船橋市湊町1-1-1 朝日生命船橋湊町ビル5F	047-436-8342
特定非営利活動法人 アジア・太平洋まちづくり支援機構	東京都大田区蒲田3-23-7 松本ビル7F	03-6428-6325
さいたま商工会議所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館3F	048-838-7701
株式会社ネイチャーフィル	長野県上水内郡飯綱町大字川上1536番地 いいずなコネクトWEST2F 206	026-466-9924
株式会社パソナ日本総務部 (賛助会員)	大阪府大阪市中央区北浜東4-33 北浜NEXU BUILD (北浜ネクスビル)	06-6910-1330

職業紹介事業実践セミナーのお知らせ



令和7年度下期の職業紹介事業実践セミナーは、次の日程です。参加をお待ちしています。

〈基本編〉

セミナー名	開催月日	講師	内容
行政機関による 定期指導・調査の 実務セミナー *資料郵送	26年1月21日(水) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋	労働局の定期指導・調査への対応に役立ちます。日頃からどのようなことを心掛け、日々の職業紹介業務をどう進めればよいかの参考になります。
職業紹介事業実務 セミナー	26年2月18日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司	職業紹介の実務にポイントを絞ったセミナーで、職業紹介責任者講習をさらに掘り下げ、4月以降の法令等の改正点もご説明します。自信をもった実務ができます。
新・紹介担当者のための 求人票セミナー	26年3月11日(水) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 市川 雅彦	職安法で定められた労働条件の明示事項やミスマッチを防ぐための求人票作成のポイントの解説と、演習を通じた求人票改善の具体策を考えます。

*受講料:会員4,000円、非会員6,000円 *資料郵送の場合は、受講料に加え郵送料430円がかかります。

〈応用編〉

セミナー名	開催日時	講師	内容
外国人材の 職業紹介セミナー	①25年10月24日(金) ②26年 3月19日(木) 13:00 - 17:00	民紹協アドバイザー 外国人材関係の行政書士 コンサルタント	外国人材紹介に関する全体像が理解できます、紹介実務・ビザ・法令・外国人材紹介事業の立上げ方・進め方を説明します。技能実習制度の見直しの情報もお話します。
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップ セミナー	①25年11月7日(金) ②26年 3月3日(火) 9:30 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司	求職者支援の全貌(マッチング、書類作成、求職者との面談法、面接指導)を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。ワークショップ型のセミナーです。
外国人材の定着を 高めるセミナー	25年12月12日(金) 14:00 - 17:00	Jコンサルティング合同会社 代表 高橋 啓介氏	外国人材の定着に関するノウハウを求人者に教えることにより、紹介した外国人材の定着を高め、繰り返し求人を得られます。定着に関する新しい考えも説明します。
よくわかる ホワイトカラーの 職業紹介実務	26年3月13日(金) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋	ホワイトカラーの職業紹介実務の進め方(求人開拓・求職者開拓)について全般をご説明します。(紹介会社に手数料を払っても紹介を依頼するのは?)

*受講料:半日セミナー:会員6,000円、非会員8,000円 1日セミナー:会員8,000円、非会員10,000円

「第4回名刺交換会」を開催しました

会員の皆さまの交流を深め、事業連携等のきっかけづくりのために、「名刺交換会」を開催しました。やはり対面での交流はオンラインではできない深い関係づくりができたという好評でした。

大阪府、群馬県、長野県など東京以外の地区からの参加者も多く見られました。

日時:令和7年9月26日(土)14:30~16:30
会場:文京区民センター内会議室
参加者:当協会会員の皆さま 16名
内容:自己紹介、グループを変えての意見交換等を実施。



参加者感想 (アンケート結果より)

- ・大人数よりこのくらいの参加者数の交流がよかった
- ・今後テーマを絞っての討議もしてみたい。
- ・定期的に開催して欲しいという声も多かった。

令和8年新春講演会・賀詞交歓会のお知らせ

令和8年の新春講演会・賀詞交歓会の日程をお知らせします。

東京会場:令和8年1月16日(金)15時~ 浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス
(内容)新春講演会(厚生労働省)
賀詞交歓会
大阪会場:令和8年1月23日(金)15時~ KKRホテル大阪
(内容)東京と同内容(講演会は大阪労働局)

●民紹協職員人事のお知らせ

【退職】 上市貞満(事務局長・7月31日付け) 【採用】 戸ヶ崎文泰(事務局長・8月1日付け)

編集 後記

本年7月29日(火)に外国人材紹介フォーラムを初めて開催させていただきました。

当日は、外国人の職業紹介に精通している方々からの情報提供をいただき、それをベースにご議論いただきました。

初めての開催でしたが、参加者の熱心な姿勢が伝わるフォーラムであったと思います。

今後も会員の皆様の外国人の職業紹介ニーズに的確に対応できるような運営を企画していきたいと考えています。

なお、紙面でお伝えする失礼をお許しいただきたいのですが、8月1日に前任の編集者を引き継ぎ、事務局長を拝命いたしました。

前職は厚生労働省でしたが、民間の需給調整業務を担当する部署に6年間勤務していました。しかしながら、直近の勤務も10年前ですので、制度も社会状況も大きく変化しています。今後、皆様のご助力を得ながら勉強させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.197 秋号

令和7年10月10日発行

編集人 戸ヶ崎 文泰

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階

TEL.03-3818-7011(代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和7年10月～令和7年12月 お申込み受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和7年9月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和7年 10月21日	火	オンライン開催		60
〃 10月23日	木	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 10月28日	火	オンライン開催		60
〃 10月30日	木	オンライン開催		60
〃 11月 4日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 11月 6日	木	オンライン開催		60
〃 11月10日	月	東京都(千代田区)	連合会館 4F「402会議室」	60
〃 11月12日	水	オンライン開催		60
〃 11月14日	金	オンライン開催		60
〃 11月17日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 11月19日	水	オンライン開催		60
〃 11月20日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「生駒」	60
〃 11月26日	水	オンライン開催		60
〃 11月29日	土	オンライン開催		60
〃 12月 1日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 12月 3日	水	オンライン開催		60
〃 12月 5日	金	オンライン開催		60
〃 12月 8日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 12月10日	水	オンライン開催		60
〃 12月12日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「生駒」	60
〃 12月15日	月	オンライン開催		60
〃 12月17日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 12月19日	金	愛知(名古屋市)	ウインクあいち 12F「1201号室」	60
〃 12月23日	火	オンライン開催		60
〃 12月25日	木	オンライン開催		60

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<https://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和7年6月、7月、8月の有効求人倍率(季節調整値)は1.22倍、1.22倍、1.20倍と前期と比べ下がってきています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率も2.5%、2.3%、2.6%と前期とやや上がり気味でした。9月の日銀短観による業況判断では、6月の前期と変わらずでしたが、先行きは5ポイント低下しています。また、雇用判断は6月から1ポイント下がりましたが、先行きは更に4ポイント下がり、求職者不足の状況は益々厳しくなる見通しです。

新規許可事業所	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
有料職業紹介事業所	247	265	304	270	267	267
無料職業紹介事業所	7	3	2	2	4	3

雇用・失業情勢関連指数		令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月
雇用者数※	実数(万人)	6138	6151	6174	6205	6197	6174
完全失業者数※	実数(万人)	180	188	183	176	169	182
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	2.6
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	246 (▲2.6)	237 (▲1.6)	231 (▲2.1)	229 (▲1.9)	230 (▲2.8)	225 (▲3.6)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	190 (▲2.1)	200 (▲1.8)	203 (▲2.0)	200 (▲0.9)	194 (▲1.0)	190 (▲0.3)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

求職者獲得・求人管理の課題をまとめて解決!

人材紹介業専門 WEBサイトパッケージ

ジョブカム
Collect Auto Marketing

月間
平均 **40** 名の
求職者登録実績!

初期費用0円~!

低コストでスタート可能

強力なSEO効果!

Google検索で上位表示対策済の
貴社専用サイトをご用意

エンジニアは不要!

アルバイトでも
更新・管理可能

運用労力を軽減!

クライアント&求人管理システム搭載
専用システムで脱Excelを実現

.com
Dotcom Marketing

株式会社ドットコム・マーケティング

職業紹介事業 許可・届出受理番号 15-コ-300096
労働者派遣事業 許可・届出受理番号 派 15-300424

詳しくは

<https://job-cam.com>



導入実績2,000社のパイオニア



ITreview Grid Award
3期連続受賞

人材紹介特化型のクラウド型マッチングシステム

porters AGENT

2023年2月
「PORTERS Mobile
(携帯版)」
リリース!



「事業の立ち上げ」から「売上最大化」に必須の標準機能

- 求人、求職者データ、選考データ管理機能 ● 自動マッチング機能 ● KPI、プロセス管理機能
- メール、履歴書などのテンプレートを標準装備(カスタマイズ可)
- 事業報告書、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿にも対応

「生産性向上」「マッチング率向上」に役立つ追加機能 ※一部有料

- 求人媒体からの求職者自動取込 ● LINE/SMS連携
- 面談日程自動調整 ● 自動掘り起こしによる応募数拡大支援

1ユーザーあたり月額
15,000円(税込)~

30日間の無料トライアル実施中!

デモ、資料によるご案内希望など、各種お問い合わせはこちらから



03-6432-9829



sales@porters.jp



<https://hrbc.porters.jp/>



porters

ポーターズ株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂 8-5-34 TODA BUILDING 青山3階

